

講師等謝金規程

一般社団法人ふくやま社中
代表理事 小林史明

(目的)

第1条 この規程は、当法人が講師等の謝金の算出清算に関して定めたものである。

(用語の定義)

第2条 この規程で謝金には以下の区分のとおりとする。

1. 講師謝金

受託業務上、本法人が企画するセミナー・勉強会等に関しての講師を依頼するにあたっての講師料とその旅費をいう。

2. 委員謝金

受託業務上、本法人が企画する研究会に関しての委員を依頼するにあたっての委員謝金とその旅費をいう。

3. メンター謝金

受託業務上、本法人が支援する人材の経営的アドバイザーを依頼するにあたっての謝金とその旅費をいう。

(謝金の計算)

第3条 謝金は原則下記別表に定めたとおりに算出する。

1. 謝金は、源泉徴収後の現金を講師に支払うものとする。
2. 法人契約の場合、源泉しないものとする。
3. 振込先が法人口座でない場合は、講師側申請の所得税処理とする。
4. 例外として、プロジェクトの予算に応じて別途設定する場合がある。

(旅費)

第4条 講師・委員・メンターに対しての旅費とは下記の区分に分かれる。

1. 交通費

2. 宿泊費

講師・委員・メンターが本法人の業務依頼において宿泊が必要になった場合に適用する。

(2)各交通費、宿泊費に関しては、下記別表(2)に定める内容で支払うものとする。

この規程は2022年4月1日より実施する。

別表 講師・委員・メンター謝金表 金額単位:円

講師謝金	講師	3,000～ 10,000 /回
------	----	---------------------

但し、上記とするが内容により交渉にて決定する場合がある。講師の上限は、60,000円とする。

別表(2) 講師・委員・メンター交通費・宿泊費表 金額単位:円

交通費	航空機	エコノミークラス正規航空運賃表による
	鉄道	正規鉄道運賃表による
	その他	実費(領収書と引き換え)
	宿泊費	13,000円 /一泊